医政発０９１１第１号
社援発０９１１第２５号
老発０９１１第１号
保発０９１１第５号
政情発０９１１第１号
令和８年９月11日

各　都道府県知事
　　市区町村長　殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（　公　印　省　略　）

「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布について（通知）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和８年政令第274号）について、別添のとおり本日公布し、令和８年10月１日より施行することとしております。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

第１　改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号。以下「改正法」という。）第29条の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）が改正され、支払基金を医療ＤＸの運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこととされた。

これに伴い、国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更等関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

第２　改正の概要

（１）関係政令の整備

①　改正法の施行に伴う規定の整理

改正法第29条の規定により、支払基金の法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改められることに伴い、支払基金の名称等を引用している各政令について、下記のとおり用語の整理を行う。

改正前	改正後
社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法 ※法律名	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「支払基金」という用語が含まれている単語も含む。	基盤機構
基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「基金」という用語が含まれている単語も含む。	機構

また、条項の移動に伴う手当を行う。具体的には、改正法第５条及び第29条の規定により、支払基金の業務規定である地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）第５章が削除され、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「機構法」という。）第 18 条に移管されることに伴い、総合確保法第５章の規定を引用している各政令について、機構法を引用することとする改正等を行う。

② 国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更

支払基金を医療ＤＸの運営に係る母体として改組することに伴い、国家公務員が改組後の機構に役員として退職出向する場合が想定される。

そのような場合に、機構に役員として退職出向する職員が、退職手当及び長期給付について不利益な取扱いを受けないよう、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第 43 条第２項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第９条の２第２項各号に掲げる法人に、機構を追加する。

③ 規定の適正化

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）について、「支払基金等」の名称を「機構等」に改めるに当たり、「支払基金等」を定義する正しい条項を引用するため、規定の適正化を行う。

（２）経過措置

① 改正法の施行に伴う予算等の認可に関する経過措置（本則第 25 条）

改正法第５条及び第29条の規定により、総合確保法第５章の規定が機構法に移管されることに伴い、改正前の総合確保法第27条の規定により認可を受けている予算等について施行日以降に変更が生じた場合の取扱いを明確化するため、同条の規定による認可を、改正後の機構法第33条の規定によりされた認可とみなす旨の経過措置を設ける。

② 本政令案の改正に伴う債券の取扱いに関する経過措置（附則第２条～第４条）

上記（１）①の改正により「基金流行初期医療確保措置債券」等の債券の名称を変更することに伴い、施行日以降のこれらの債券の取扱いを明確化するため、これらの債券を改正後の「基盤機構流行初期医療確保措置債券」等とみなす旨の経過措置を設ける。

第３　施行期日

改正法附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（令和８年10月１日）